

平成29年12月25日

千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市公園等活用事業者選定委員会
委員長 榛澤 芳雄

「千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業（B工区）」に係る業務の
事業提案書の審査及び評価結果について

標記の件について、平成29年12月19日開催の平成29年度第3回千葉市公園
等活用事業者選定委員会における審議の結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 事業提案書の審査及び評価結果について

- (1) 事業者 千葉駅西口地区B工区再開発事業体
代表事業者 新日本建設株式会社
構 成 員 医療法人 緑栄会
- (2) 採点結果 63.75点／100点

評価項目		配 点	平均点
事業計画	事業推進能力	10	7.00
	施設計画	10	6.50
建築計画	設計・施工及び工期	15	11.25
	工事監理及び品質管理体制		
	工事期間中の安全対策		
	環境への配慮	15	8.25
	景観・デザインへの配慮		
	福祉への配慮		
管理運営計画		15	9.75
施設建築敷地の地代		20	12.00
賃借権の種類		15	9.00
合 計		100	63.75

※ 千葉都市計画事業 千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業（B工区）
特定建築者募集要項 第9章 特定建築者予定者の決定 1 選定方法（2）
評価基準において、得点合計60点を「合格」としている。

(3) 評価理由

事業計画、建築計画、管理運営計画等について審査した結果、申請事業者は特定建築者予定者としての適性を有するものと認められる。

(4) 意見

ア 工事施工の際は、単に誘導員を配置するだけでなく、仮囲い等で誘導経路を明示し、駅に向かう歩行者の快適性にも配慮する必要がある。

イ 提案書で示された車椅子・バリアフリーに対応している箇所だけでなく、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた配慮が必要である。

2 市への意見・要望

(1) 事業者は、株式会社を代表事業者とし、構成員を医療法人とする共同体のため、業務範囲、役割分担等を明確にした上で、市と基本協定を締結されたい。

(2) 普通借地権での提案については、市の内部規則との整合性や、社会情勢を踏まえて設定されたい。